



高根沢町告示第56号

入 札 公 告

事後審査型条件付一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

平成31年 4月26日

高根沢町長 加 藤 公 博



1 入札対象工事

入 札 番 号	1006
工 事 名	町道434号線道路休憩施設新築工事
工 事 箇 所	高根沢町大字上柏崎地内
工 事 概 要	道路休憩施設新築工事 1棟(鉄骨造2階建:延床面積約 330 m <sup>2</sup> ) 自動車車庫新築工事 1棟(アルミ合金平屋建:床面積約 39 m <sup>2</sup> ) 外構工事 1式
工 期	契約日の翌日から平成32(2020)年 2月14日 (金) まで
最低制限価格	高根沢町低入札価格調査制度を適用
予 定 価 格	¥159,236,000- (内消費税額14,476,000-)

2 事後審査型条件付一般競争入札に参加できる者の資格要件

この入札に参加できる者は、事後審査型条件付一般競争入札共通事項に記載された資格要件及び次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

参 加 形 態	単独
本店・営業所	栃木県内に建設業法第3条に基づき設置された本店があること。
業種及びランク	高根沢町建設工事入札参加資格者名簿に登録がある者。栃木県建設工事入札参加資格者名簿の建築工事の格付等級がSAランクであること。
施 工 実 績	平成26年4月1日以降において、当該対象工事と同種工事の施工実績があること。同種工事の施工実績とは、国又は地方公共団体が発注した建築物(S・RC・SRC造)で請負金額5,000万円以上の建築(新築・改修・増築)工事の契約を単体又は特定建設工事共同企業体の代表者として締結し完了した実績があること。 ※特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は含めない。
配 置 技 術 者	次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。 ・一級建築士、又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。 ・監理技術者を配置する場合、建築工事業に係る監理技術者資格者証を有しており、かつ、登録機関が行う監理技術者講習を修了したものであること。 ・施工実績に掲げた規模の建築工事において、主任技術者又は監理技術者として着手から完了まで配置された実績があること。

そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事は、町議会の議決対象となっているため、議会の議決を得た時に本契約となる。</li> <li>・下請業者を選定する場合は、町内に本店を有する者を選定するよう努力すること。</li> <li>・本工事と同時期に町及び町関連事業として隣接工事が発注された場合には安全衛生協議会を設置すること。</li> </ul>
-------	--

### 3 入札日程等

入札参加申請書 受 付 期 間	平成31年5月13日（月）16：00までにFAX 提出先：高根沢町総務課 契約係
設計書閲覧期間	平成31年5月15日（水）以降にホームページで公開
質問の受付期間	平成31年5月17日（金） 16：00までにFAX 提出先：元気あっぷ創生課 整備係
質問への回答	平成31年5月21日（火）
入札書提出方法	平成31年5月30日（木）までに高根沢郵便局に到達（局留） ※高根沢町郵便入札実施要綱を参照
開 札 日 時	平成31年5月31日（金） 14：50から 場所：高根沢町役場 第1・第2会議室（本庁第3庁舎2階）

### 4 資格審査

落札候補者は、以下の期限までに事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件確認申請書（様式2号）を提出すること。

提 出 期 限	平成31年6月4日（火）16：00までに持参 ただし、高根沢町低入札価格調査制度により調査対象となった場合、調査後に提出。 提出先：高根沢町総務課 契約係
---------	---

### 5 保証金・前払金

入 札 保 証 金	免除
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上
前 払 金	契約額の40%以内（上限1億円） ただし、入札価格が低入札調査基準価格を下回ったときは30%以内 ※詳細は高根沢町契約事務規則及び高根沢町低入札価格調査制度実施要綱を参照。

## 6 その他

本工事は消費税率 10%適用に係る指定日の平成 31(2019)年 4 月 1 日以降に契約し、完了引渡し  
が平成 31(2019)年 10 月 1 日以降となるため、下記の点に十分留意の上、入札に参加すること。

- (1) 予定価格の設定に当たり、消費税率は 10%としていること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を  
加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を  
もって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ  
るかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
- (3) 高根沢町低入札価格調査制度実施要綱は次のとおり読み替えること。  
第 3 条第 2 項第 1 号 100 分の 108 → 100 分の 110  
第 6 条第 2 項 108 分の 100 → 110 分の 100  
附則 2（1） 100 分の 108 → 100 分の 110
- (4) 施行日（平成 31(2019)年 10 月 1 日）の前日までに請求を受けた前金払、部分払には、消  
費税の税率の改正による消費税の増加分を含まないものとする。

## 7 担当課

- (1) 公告内容及び入札制度について

高根沢町総務課 契約係 (TEL 028-675-8101 FAX 028-675-2409)

- (2) 工事内容について

高根沢町元気あっぷ創生課 整備係 (TEL 028-675-8120 FAX 028-675-8114)